

軽自動車等の変更手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。
軽自動車等の所有者で次のような場合は、4月1日までに手続きをお願いします。

- ①車両の置き場が茂原市でなくなったとき
- ②他人へ車両を譲渡したとき
- ③車両を廃棄または解体したとき

※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから、引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。

- ④車両を盗難されたとき
（警察署への盗難届が必要）
 - ⑤所有者が亡くなったとき
- また、小型特殊自動車（コンバイン・トラクター・フォークリフト等）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをお願いします。

種別等		手続きをするところ
茂原市ナンバー	原動機付自転車 小型特殊自動車	茂原市役所市民税課 ☎(20)1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外のナンバー (袖ヶ浦) (千葉)	軽自動車 (3輪、4輪乗用・貨物)	軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116 (音声案内) または管轄事務所
	軽自動車(2輪のもの) 2輪の小型自動車	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025 (音声案内) または管轄事務所

問合せ
市民税課 (2階)
☎(20)1577、FAX(20)1609

使ってみよう！ モバリんレポート

市民レポートシステム（通称モバリんレポート）は、スマートフォンなどからインターネットを通じて、市内の道路の穴ぼこやカーブミラーの損傷、ごみの不法投棄などをレポート（通報）できるシステムです。このシステムを利用すれば、曜日や時間にかかわらず、いつでもレポートすることができます。

レポートできる内容

道路の穴ぼこ・カーブミラーの損傷・街灯球切れ・ガードレールの損傷・側溝の損傷・ごみの不法投棄など

モバリんレポート

(メールアドレス) 様
市民レポートシステム「モバリんレポート」への情報ありがとうございます。

**レポート
する**

新規レポートは下記の入力。
あなたのレポート内容を確認
するには右のボタンを
押してください。

**レポート
を見る**

レポート項目 (必須)

レポート項目を選んでください (選択) ▼

写真 ※遠影、近影写真

写真を追加

コメント欄 (必須)

破損状況：
場所・目的など：
連絡先：

レポート内容の確認

茂原市役所 〒297-8511 千葉県茂原市道表1
電話：0475-23-2111

利用方法

- ①トップ画面の取得
<https://www.voice-repo.jp/Mobara/>からトップ画面を表示します。
- ②ログイン
トップ画面の最下部に、レポートする端末のメールアドレスを入力してください。専用画面のログインURLをメールでお知らせします。
※迷惑メール設定をしている場合は、「soumu@city.mobara.chiba.jp」からのメールを受け取る設定にしてください。
- ③レポート投稿
ログイン後、位置情報の付いた写真で、上記種類のレポートをすることができます。
※写真撮影の際は、位置情報を有効にしてください。レポートには、写真・コメント・位置情報を利用します。
- ④位置情報の確認
レポート完了後に位置情報の確認メールが送信されます。必要に応じて位置を修正してください。
- ⑤レポートに対する対応
市の各担当課が確認し、受付メールを送信します。その後、対応状況についてメールでお知らせします。



メールアドレス

メールアドレスを入力してください

ログインURLを取得

問合せ 総務課 (4階) ☎(20)1519、FAX(20)1602

訂正とお詫び

2月1日号15ページの「消費者相談事例から」のタイトルに誤りがありました。正しくは、「その電話大丈夫!? 知らない人からの電話に注意!! No.191」です。訂正しお詫び申し上げます。